

宇部市SDGs未来共創企業登録制度 令和8年度 登録の手順



宇部市 総合政策部 連携共創推進課

【登録対象となる事業者】

- 宇部市内に事業所等を置く法人、その他団体(国及び地方公共団体を除く。)又は個人事業主。
- 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 市税の滞納をしていないこと。
- その他、公序良俗に反する行為及び法令違反がないこと。

【登録の要件】

申請書類を
作成、提出



要件達成

- SDGs達成に向け既に実施している又は申請後1年以内に実施する具体的な取組を示していること。
- 宣言する取組が、地域の課題解決にどのように関係するか、どのように地域の課題解決に資するか具体的に示していること。
- SDGs達成に向けた取組方針及び重点的な取組を宣言していること。

【登録期間】

- 登録された日の属する年度から**3年間**。

(例) 令和8年10月1日に登録された場合
→令和11年3月31日までが登録期間

※必要書類を提出することで更新可能。

【提出書類】

- 宇部市SDGs未来共創企業登録申請書(様式第1号)
- SDGs達成に向けた取組チェックシート(様式第2号)
- SDGs達成に向けた宣言書(様式第3号)

特に重要！！

【登録までのステップ】

(ステップ1) SDGsについての理解

- ・169のターゲット(具体的目標)の確認

(ステップ2) 取組チェックシート(様式第2号)の作成

- ・「基本」項目、「チャレンジ」項目の記入
- ・取組に紐づくターゲット番号の記入

(ステップ3) 宣言書(様式第3号)の作成

- ・経済、社会、環境の3つの分野において数値目標を設定

(ステップ4) 申請書類(様式1号～第3号)の提出

- ・電子メールによる提出

【ステップ1】 SDGsについての理解

※別添の「SDGsターゲット.pdf」を
ご参照ください。

・SDGsは
17のゴールにひもづく
169のターゲットが設定

・17のゴール
→ **あるべき姿**

・169のターゲット
→ **具体的目標**

持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット	
※国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」から一部抜粋	
目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 「貧困をなくそう」	
ターゲット	
1.1	2030年までに、現在1日 1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

※自社の取組がSDGsのどのターゲット(具体的目標)にひもづくか
整理してみましょう。

【ステップ2】取組チェックシート(様式第2号)の作成①

※分類ごとに、どのような「チェック項目」があるのか確認しましょう。

申請者に記入いただく項目

分類	チェック項目	取組レベル		非該当	具体的な取組(事業者が記載する欄) ※国、市町村等の認証・認定等取得している場合は、その旨も記載してください。	主なSDGs(17のゴール及びターゲット)関連項目																
		基本	チャレンジ			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
人権・労働	【差別的禁止】 ・性別、年齢、人種、出身、障害などによる差別がないことを確認している	●							5.x			8.x		10.x						16.x		
	【ハラスメント禁止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制が整備されている	●						5.x			8.x									16.x		
	【ワークライフバランス・労働時間】 ・働き方の見直し等により、長時間労働を防止し、家庭と仕事の両立を図るワークライフバランスを推進している	●									8.x											
	【外国人労働者】 ・外国人労働者の差別、人権侵害がないことを確認している	●				4.x					8.x		10.x									
	【労働安全衛生】 ・作業中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境が整備されている	●					3.x				8.x											
	【メンタルヘルス】 ・労働者のメンタルヘルスを良い環境で維持できるように施策を実施している	●					3.x															
	【ダイバーシティ経営の促進】 ・多様な人材(女性、外国人、障がい者、高齢者等)を活かし、十分に活躍できる環境が整備されている	●						5.x			8.x		10.x									
【健康経営】 ・従業員への健康投資による生産性の向上等、組織の活性化に取り組んでいる		●					3.x				8.x											
【人材育成】 ・労働者に適切な能力開発、教育訓練の機会を提供している		●						4.x			8.x	9.x										

「基本」項目

「チャレンジ」項目

【ステップ2】 取組チェックシート(様式第2号)の作成②

■記載上のルール

①「取組レベル」の「基本」項目のすべてに、自社が行っている「具体的な取組」を記入しましょう。

(ただし、自社の事業形態上(個人事業主、業種等)、チェック項目の内容が該当しない場合は、非該当欄に「×」を入れ、その理由を「具体的な取組」欄に記載してください。)

②「チャレンジ」項目に「具体的な取組」を記載しましょう。

3項目以上の記載が登録の必須条件ですが、「チャレンジ」項目は注目度の高い項目ですので、企業PRの機会として、なるべく多くの項目を記載しましょう。

分類	チェック項目	取組レベル		非 該 当	※国、市町村
		基本	チャ レン ジ		
人 権 ・ 労 働	【差別の禁止】 ・性別、年齢、人種、出身、障害などによる差別がないことを確認している	●			
	【ハラスメント禁止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制が整備されている	●			
	【ワークライフバランス・労働時間】 ・働き方の見直し等により、長時間労働を防止し、家庭と仕事の両立を図るワークライフバランスを推進している	●			
	【外国人労働者】 ・外国人労働者の差別、人権侵害がないことを確認している	●			
	【労働安全衛生】 ・作業中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境が整備されている	●			
	【メンタルヘルス】 ・労働者のメンタルヘルスを良い環境で維持できるように施策を実施している	●			
	【ダイバーシティ経営の促進】 ・多様な人材(女性、外国人、障がい者、高齢者等)を活かし、十分に活躍できる環境が整備されている	●			
	【健康経営】 ・従業員への健康投資による生産性の向上等、組織の活性化に取り組んでいる		●		
	【人材育成】 ・労働者に適切な能力開発、教育訓練の機会を提供してい		●		

【ステップ2】取組チェックシート(様式第2号)の作成③

●具体的な取組

「チェック項目」に対応する取組を出来る限り具体的に記載してください。

●主なSDGs関連項目

「具体的な取組」に対応するSDGsのゴール欄にターゲット番号を記載してください。

レ ン ダ ー	非 該 当	具体的な取組(事業者が記載する欄) ※国、市町村等の認証・認定等取得している場合は、その旨も記載してください。	主なSDGs(17のゴール及びターゲット)関連項目																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
							5.x			8.x		10.x						16.x	
							5.x			8.x								16.x	
										8.x									
						4.x				8.x		10.x							
					3.x					8.x									
					3.x														
							5.x			8.x		10.x							

社の「具体的な取組」が、所定のターゲットに関連しているか（関連する場合は、紐付けしてみましょう。）

ターゲット番号を記載する。
ターゲット9.1に関連する場合

「9.1」に修正

記載した自社の「具体的な取組」が、所定のゴール内のどのターゲットに関連しているか(寄与しているか)、紐付けしてみましょう。

→ 該当するターゲット番号を記載する。
(例) ターゲット9.1に関連する場合

「9.x」を「9.1」に修正

【ステップ3】 宣言書(様式第3号)の作成

●「SDGs達成に向けた重点的な取組」の記入は3つまでです。

●必ず、経済・社会・環境の3つの分野すべてにおいて目標を宣言してください。

ただし、1つの取り組みで3つの分野の目標を宣言しても、複数の取り組みで3つの分野の目標を宣言しても構いません。

●2030年に向けた指標(KPI)を決めて、その目標数値と、当初値(直近の現状値)を記載してください。

●既に企業として対外的に公表されている数値目標等があれば、それを引用されてもかまいません。

●「新規・更新」については、プルダウンで「新規」を選択

※「申請日」に合わせてください。→ 宣言日:令和8年 8月〇〇日
更新日: - 年 - 月 - 日

団体名 うべSDGs未来開発株式会社

私たちは、SDGs2030アジェンダの内容を理解し、SDGsの達成に向けた方針及び取組を以下のとおり宣言します。

◆ SDGs達成に向けた取組方針等

弊社の経営理念である「ひとが輝き夢が広がる製品づくり」は、SDGsの達成と目的を同じくするものであり、「持続可能なまちづくりが最大の利益である」ことを社員一人ひとりが自覚し、SDGsの達成を目指します。

◆ SDGs達成に向けた重点的な取組

新規・更新	達成を目指す分野に「○」	SDGs達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた取組指標	
			指標(KPI)	2026年 4月当初値
	経済	製造工程において排出されるCO2排出量削減	CO2排出量	〇〇t
	社会		2030年の目標値	年 月更新時値
	環境		△△t	-
	経済	女性の管理職比率を上げる	指標(KPI)	2026年 4月当初値
	社会		女性の管理職比率	〇〇%
	環境		2030年の目標値	年 月更新時値
	経済	高齢者雇用により、地元食材を活用した加工食品の企画・製造・販売及び市内小学生へのフードロス削減啓発活動	指標(KPI)	2026年 4月当初値
	社会		地元食材を活用した加工食品数	〇〇品
	環境		2030年の目標値	年 月更新時値
			△△品	-

【ステップ4】 申請書類(様式1号～第3号)の提出

以下の書類を作成し、9月4日(金)までにご提出ください。

- 宇部市SDGs未来共創企業登録申請書(様式第1号)
- SDGs達成に向けた取組チェックシート(様式第2号)
- SDGs達成に向けた宣言書(様式第3号)

提出は電子メールで以下の担当課までお願いします。

※市ウェブサイトに記載

(提出先) 宇部市総合政策部連携共創推進課
co-creation@city.ube.yamaguchi.jp

【登録のメリット①】

■「宇部市SDGs未来共創企業」 登録証の取得

■ 市が作成したロゴの使用

自社のウェブサイト・パンフレット、
名刺などにロゴを使用することができます。



登録証



【登録のメリット②】

■ 市ウェブサイト等でSDGsの取組をご紹介

(例)企業の活動をまとめたヒアリングシートを
市ウェブサイトで公開 ※希望者のみ

基本情報				
 UBEマシナリー株式会社	企業(団体)名	UBEマシナリー株式会社		
	代表者名	代表取締役 富内浩典	業態	法人
	業種	E: 製造業	従業員数	1,200人
	所在地	〒755-8633 山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地		
積極的に取り組んでいる開発目標				
				
インタビュー項目				
①普段どのようなことをされている企業(団体)ですか？				
産業用の大型機械の製造、販売、アフターサービスを行っています。 「ダイカスト・押出」、「射出成形」、「産機」という3つのセグメントから9製品には、アルミを材料に自動車用エンジン等を成形する「ダイカストマシン」等を作る「押出プレス」、樹脂を材料に自動車や家電材を成形する「射出成形」に欠かせない「窯業機」、「粉砕機」、発電所等で活躍する「運搬機」、「除塵機」トを構成する「化学機器」、鍋機など大型溶接構造物を手掛けています。				
 UBEマシナリー株式会社 宇部本社本館				
②SDGsに取り組むに至ったきっかけ、理由は？				
気候変動や格差の拡大など、さまざまな課題を解決し、次世代につながる一助となるために、当社は環境負荷の少ない製品・サービスを、国内外に提供することで持続可能な社会の実現に貢献したいと考えています。 1914年、宇部村にて創設した当社は、過去もこれからも地域と共に発展し、未来を共創していくために、地域経済の発展や活性化に力を注ぎます。				
 前身の(株)宇部鉄工所(1939年)				
③普段どのようなことに重点的に、或いは意識してSDGsに取り組んでいますか？				
当社はSDGsに配慮しつつ、さまざまな環境変化や来る次世代モビリティ社会の到来に向け、蓄積してきた技術と経験を活かし対応しています。具体的には、電気自動車(EV)の製法に寄与する「超大型ダイカストマシン」や「射出成形機」、粉塵・騒音の発生を抑えた「ニア・淨上コンベヤ」、地域のインフラを支える「橋梁」などを作り出しています。 一方、ダイバーシティを重視し、女性社員の採用や管理職登用に取り組んでいます。障がいのある社員が働く環境の運営にも参画し、そこで収穫した野菜は社員食堂などに活用しています。 人材育成も大きなテーマです。承継された技術や技術を若手・中堅社員がコンテスト形式で競う社内大会を、十年以上におわたって毎年開催しています。				

【登録のメリット③】

■ 交流イベントへの参加



『宇部市SDGs私たちの未来共創交流会』の様子(2026/1/22開催)

【登録のメリット④】

■ 三井住友海上火災保険株式会社の 企業向けサービスの利用

- ・組織内研修・ワークショップ等においての講師の派遣
- ・中小企業のマッチング制度「ジェグテック」の登録支援など

■ その他

当該制度は、令和8年度から宇部市総合評価競争入札における「地域貢献度」の評価対象項目になりました。



令和5年(2023年)1月30日、
包括的連携協定を締結

【スケジュール】

通年募集ではないので、
ご注意ください。

項 目	日程
登録申請 期間	令和8年7月13日～令和8年9月4日
申請書類の確認・ 登録作業	令和8年9月7日～令和8年9月下旬
登録証の送付	令和8年10月上旬(予定)
登録企業の公開	令和8年10月中旬(予定)

【問い合わせ】

■制度全般に関すること

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市総合政策部 連携共創推進課 電話(0836)34-8891
担当:三戸(ミト)
E-mail : co-creation@city.ube.yamaguchi.jp

■企業向けサービスに関すること

〒754-0014 山口市小郡高砂町2-8 AZURE新山口4階
三井住友海上火災保険株式会社 山口支店 山口支社 電話 (083)974-3172
担当:中阪(ナカサカ)、橋谷(ハシタニ)
E-mail: junichi.nakasaka@ms-ins.com, m-hashitani@ms-ins.com